

特 約 条 項

(借入金の用途等)

第1条 乙は、この借入金を表面記載の借入条件(以下「借入条件」という。)に掲げる用途の財源として使用し、他に流用しないものとする。

2 乙は、この借入金を使用した場合には、その経理を明らかにしておくものとする。

(利率又は違約金の割合の変更)

第2条 乙は、借入条件に掲げる利率又は違約金の割合について、金融情勢に応じて甲が定める利率又は違約金の割合に変更されても異存ないものとする。

(繰上償還)

第3条 乙は、この借入金の全部又は一部の額について、甲の承認を得て繰上償還をすることができるものとする。この場合において、甲は、乙から繰上償還の申し出があり、当該繰上償還に必要な補償金の支払が繰上償還と同時に確実に行われる見込みがあると認めるときに限り、繰上償還の承認をするものとする。

2 前項に規定する補償金は、次のイに掲げる額がロに掲げる額を超える場合に必要なものとし、その額は、当該超過額(甲が送付する同一の財政融資資金貸付金繰上償還承認通知書(以下この項において「承認通知書」という。)に2以上の記番号が異なる借用証書(以下この項において「異なる借用証書」という。)があるときは、異なる借用証書ごとに計算したイに掲げる額の合計額がロに掲げる額の合計額を超える場合における当該超過額)とするものとする。

イ 繰上償還日後において最初に到来する利率の見直しの日までの各支払期日ごとに計算した次の額の合計額 甲から別途送付される繰上償還前の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額(繰上償還日後において最初に到来する利率の見直しの日における元金償還所要額については、当該利率の見直しの日以降における元金償還所要額の合計額とする。)として記載された額から、承認通知書に添付される繰上償還後の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額(繰上償還日後において最初に到来する利率の見直しの日における元金償還所要額については、当該利率の見直しの日以降における元金償還所要額の合計額とする。)として記載された額を控除した額に、当該支払期日と繰上償還日との期間に最も近い残存期間を有する国債の利回りを勘案して甲が定める割引率を乗じた額

ロ この借入金に係る繰上償還額

第4条 乙は、この借入金について、次の各号に掲げる理由がある場合には、甲から繰上償還を求められても異存ないものとする。

- (1) 借入条件及びこの特約条項を守らなかった場合
- (2) この借入金の使用によって取得した財産の全部又は一部が焼失又は滅失し、その復旧を行わない場合
- (3) 第11条の定めによる調査を拒み若しくは妨げ、又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした場合
- (4) 虚構の事実に基づいてこの借入金の借入れをしている場合
- (5) この借入金の借入れ又は使用に関し法令若しくは慣習に違背し、又は著しく不当と認められる事実があった場合
- (6) この借入金により取得した財産の全部若しくは一部を処分し、又はこの借入金に係る事業に関し補助金等の交付を受けた場合

2 前項の定めにより繰上償還が行われる場合における償還期日は、甲が定めるものとする。

3 第1項の定めにより繰上償還が行われる場合において、乙は甲から加算金(貸付けの日の翌日から支払いの日までの期間に応じ、当該償還すべき額(乙が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以降の期間については、その額から既に償還した額を控除した額)に対し、繰上償還時点において財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当該償還すべき額の利率を控除した率を乗じて得た金額)を求められても異存ないものとする。

第5条 この借入金の一部の額について、繰上償還が行われた場合における繰上償還後の残存元金に係る元利金の支払方法は、借入条件に掲げる元利金の支払方法によるものとする。ただし、この方法によりがたい特別の理由がある場合には、甲の承認を得て他の支払方法によることができるものとする。

(違約金)

第6条 乙は、この借入金について、所定の期日までに元金の償還又は利子、補償金若しくは加算金の支払をしなかった金額がある場合には、当該期日の翌日から償還又は支払をした日までの日数に応じ、当該償還又は支払をしなかった元金又は利子、補償金若しくは加算金の金額に対し、借入条件に掲げる違約金の割合を乗じて得た金額の違約金を甲に支払うものとする。ただし、災害その他の不可抗力により当該期日に償還又は支払をすることができなかったことについて甲の承認を得た場合には、当該承認に係る期間については違約金を支払うことを要せず、当該期間内に償還をしなかった元金の額に対して、借入条件に掲げる利率を乗じて得た金額の延滞利子を甲に支払うものとする。

(債務履行の方法)

第7条 乙は、この借入金に係る元金にあつては、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)別紙第24号書式の財政融資資金貸付金元金払込書により償還し、利子、補償金、加算金又は違約金若しくは延滞利子にあつては、甲の発行する請求書類により支払うものとする。

2 乙は、この借入金の利子、補償金又は加算金の支払をするのに必要な期間内に甲の発行する請求書類が到達しない場合又は甲の発行した請求書類により利子、補償金又は加算金の支払をすることが債務の本旨に従った履行としないと認められる場合には、所定の支払期日までに支払うことができるように、甲に当該請求書類の交付又はその記載事項の訂正を請求するものとする。

(債務引受)

第8条 乙は、この借入金の全部又は一部に係る債務を第三者に引き受けさせようとする場合には、当該第三者と連署のうえ、あらかじめ、甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の定めによる甲の承認を受けようとする場合には、前項の第三者がこの借入金に係る債務を引き受けることにより、借入条件及びこの特約条項に定める義務を負う旨を、当該第三者に確約させるものとする。

(債務承継後の元利金の支払方法)

第9条 この借入金の一部の額について、法令の規定又は前条の債務引受により第三者が債務を承継した場合における債務承継後の残存元金に係る元利金の支払方法は、借入条件に掲げる元利金の支払方法によるものとする。

(取得財産に係る処分の制限等)

第10条 乙は、甲の承認を得ないで、この借入金により取得した財産（権利を含む。）の全部又は一部について当該借入金の借入れの目的に反する使用、貸付け又は一切の処分行為（譲渡、交換、撤去又は担保権の設定その他一切の処分行為をいう。）をしてはならないものとする。

2 乙は、この借入金により取得した財産の全部若しくは一部を処分できる見込みがあるとき又はこの借入金に係る事業に関し補助金等の交付の決定があったときには、甲に遅滞なくその旨を申し出るものとする。

(調査及び報告)

第11条 乙は、この借入金の使用の状況その他この借入金に関し必要な事項について、甲から調査を受け、又は報告を求められても異存ないものとする。

(借入条件又は特約条項の改定)

第12条 借入条件又はこの特約条項が改定された場合には、乙は、その証として甲の指定する追証書を甲に提出するものとする。

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 この借用証書は、利率見直し貸付けの場合に使用すること。
- 3 借入条件中「3 利率」の欄のただし書については、該当する空欄箇所に年月日を記入し、該当しない箇所には一線を記入する等、所要の調整を加えること。
- 4 上記に記載するもののほか、別紙第18号書式（甲）の備考を準用すること。